

宇個審答申第10号
平成19年8月16日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市個人情報保護審議会
会長 初宿 正典

実施機関における個人情報の取扱い（提供）について（答申）

平成19年7月26日付け、19宇市広第155号により諮問のありました、「条例第9条第1項第5号の規定により個人情報を実施機関以外のものに提供する場合の提供制限の例外事項」について、下記のとおり答申します。

記

諮問のあった事項については、個人情報を実施機関以外のものに提供することに相当の理由があると判断されるため、提供の例外類型事項整理番号9を下表のとおり修正することは妥当であると認められる。

整理番号	事務の種類	利用・提供が適当であると認められる理由
09	地方自治法に規定する地方公共団体の組合に対して、当該組合が処理する事務事業の適切な執行に必要な個人情報を提供すること。	地方公共団体の組合の設立による事務処理上の効率性の向上又は便宜を損なわないように、組合が行う事務事業に協力する必要がある。その際、当該事務事業の対象者の個人情報を当該組合に提供することがある。 ただし、当該組合が個人情報保護条例を有しているなど個人情報が適正に取り扱われることが明らかであり、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。